

# 後期高齢者医療制度の窓口負担割合が変わります

厚生労働省コールセンター ☎0120(002)719

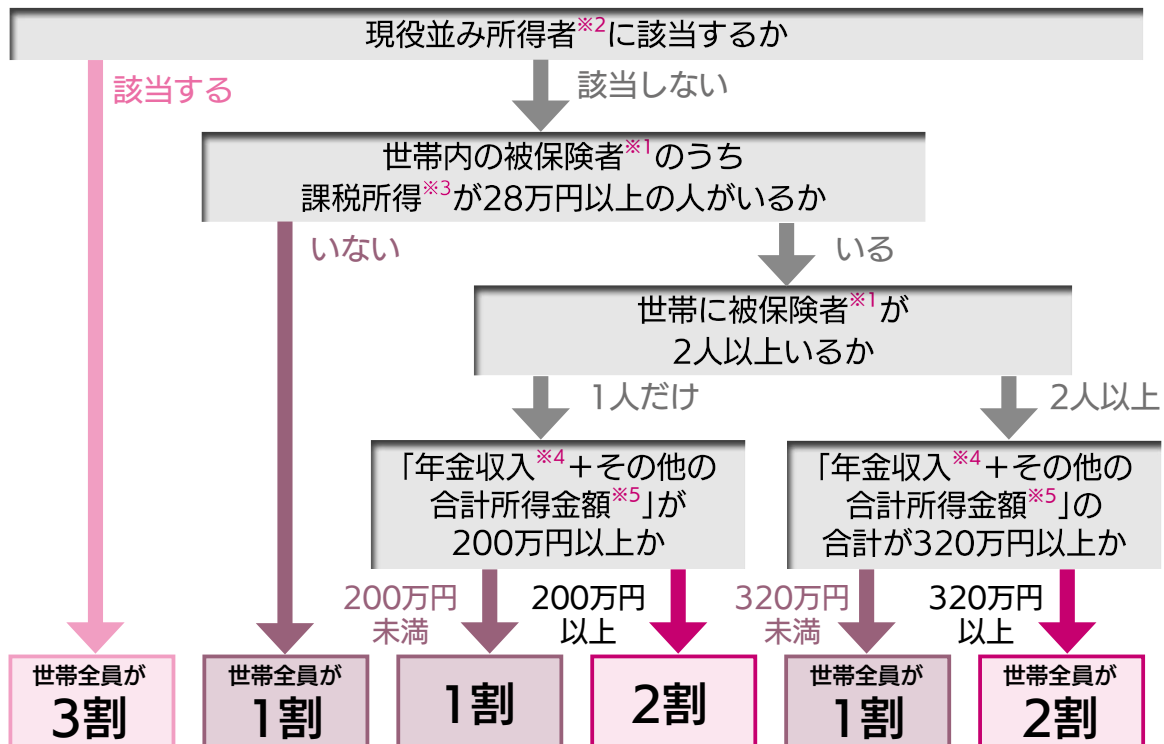
滋賀県後期高齢者医療広域連合 ☎(522)3013/国保年金課 ☎・📠(582)1120

10月1日から、一定以上の所得のある被保険者<sup>※1</sup>は、現役並み所得者<sup>※2</sup>を除き、医療費の窓口負担割合が2割になります。

## 窓口負担割合2割の対象となるかどうかは主に以下の流れで判断します

世帯の窓口負担割合が2割の対象となるかどうかは、被保険者<sup>※1</sup>の課税所得<sup>※3</sup>や年金収入<sup>※4</sup>をもとに、世帯単位で判断します。

(令和3年中の所得をもとに、8月から判定が可能になり、9月ごろに被保険者証を送ります)



※1後期高齢者医療の被保険者とは…75歳以上の人および、65～74歳で一定の障害の状態にあると広域連合から認定を受けた人です。

※2現役並み所得者とは…課税所得145万円以上で、医療費の窓口負担割合が3割の人です。

※3課税所得とは…住民税納税通知書の「課税標準」の額です。

※4「年金収入」には、遺族年金や障害年金は含まれません。

※5その他の合計所得金額とは…事業収入や給与収入などから、必要経費や給与所得控除などを差し引いた後の金額のことです。

## 令和4・5年度の後期高齢者医療制度の保険料率を改定します

国保年金課 ☎・📠(582)1120 ☎(582)1138/滋賀県後期高齢者医療広域連合 ☎(522)3013

4月1日(金)から、後期高齢者医療制度の被保険者の保険料率を下記のとおり改定します。また、保険料の額は、7月に郵便でお知らせします。詳しくは、県後期高齢者医療広域連合ホームページをご覧ください。



ホームページ

令和4・5年度の保険料率(年額)

区分	保険料率	
	現行	改定後(令和4・5年度)
被保険者均等割額	45,512円	46,160円
所得割率	8.70%	8.70%
年間保険料上限額	64万円	66万円